

第18回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成26年9月18日(木) 13:55~16:00
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員: 常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局: 池田内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴: 法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

議事

1. 平成27年度アイヌ政策関係予算概算要求の状況について

(1) 事務局より平成27年度アイヌ政策関係予算概算要求の状況について説明。

○ 象徴空間の具体化、文化振興・普及啓発、生活向上が政策の大きな3本柱。象徴空間の具体化については4億6,900万円、対前年度5.60倍。全体としては、13億3,400万円、対前年度1.40倍を要求。

(2) 主な質疑応答

○ 「大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する調査研究」事業の概要を教えて欲しい。

○ 今年6月に「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」を策定し、関係大学に示したところ。このガイドラインに基づく返還を促進するため、返還手続の詳細及びDNA鑑定等による個人特定の可能性あるいはその実効性などについて検討するため、関係者や専門家で構成する検討会開催等経費として約1,200万円を要求している。

○ 全国的にインターネット等で問題になっている「もうアイヌはいない」という札幌市議会議員の発言には、こちらがびっくりするぐらいものすごい反響で、どこへ行っても聞かれるような状況。余りに理解のない発言で、北海道アイヌ協会としても相手と同じ土俵に立つことはできないし、非常にショックを受けている。そんな中、新聞に掲載された常本部会長のコメントは、アイヌ民族がどういう状況にあるのか、民族とは、先住民とはといったことについて明快に回答されており、拝見した方々が非常に驚き感心していた。来年度要求の「アイヌに対する理解度に対する調査」は、国民理解促進という意味でも非常に大事だと思うのでしっかりやっていただきたい。

2. 「民族共生の象徴となる空間」について

(1) 事務局より閣議決定の報告、民族共生の象徴となる空間運営協議会準備会合、当面の検討スケジュール及び象徴空間に関する幅広いアイヌの人々との意見交換の実施について説明。

(2) 主な質疑応答

○ 幅広いアイヌの人々との意見交換の実施方法について、国等の政策担当者が中心となりヒアリング希望のあった地域を訪問するとのことだが、具体的にどのような形で、誰が実施するのか教えて欲しい。

○ 基本的には内閣官房の担当者が実施することとなるが、状況により文科省、国交省の担当者も入っていただきたいと考えている。

内容については、遺骨施設は前倒しで整備することとなるため、遺骨の慰霊のあり方について特に早めに意見を伺い、アイヌの方々が希望する慰霊方法を施設設計に反映させたいと考えている。この際、慰霊の方法について、アイヌプリで行うのか、それとも個人が今日行っているやり方で行うのか、または、その両方ができるようにするかなど具体的に伺いたい。慰霊のあり方については、多くの意見をいただくため考え方について具体的な叩き台を示し、これに基づいて意見交換を行う方法を考えている。なお、施設設計には、研究の扱いを考慮する必要があるため、並行して研究機関等の方々の意見も集約したいと考えている。

これに加えて、象徴空間での活動と各地域での文化伝承等活動の連携や象徴空間に期待する役割について、各地域で活動されている方々の意見を伺いたいと考えている。

実施地域については、遺骨の発掘・発見地域別に多い地域から行うことを考えている。現実的には、内閣官房が全ての地域を訪問することは難しいため、北海道アイヌ協会の協力もいただきながら意見集約したいと考えている。

○ 意見交換では、慰霊だけでなく返還についても意見が出るのではないかと。DNA鑑定等の返還の詳細の

検討は来年度となるとのことだが、返還方法の詳細がはっきりしてからの方が良いのではないか。

- 返還については、集約後の返還などの制度的検討が必要な点多々ある。ヒアリングでは、各地域の方々が集約や地域返還を含めた返還についてどのように考えているのかという点も伺い、今後の制度設計につなげていきたい。
- 大学からの返還と集約後における返還という段階があると思うが、集約後における返還については今回のヒアリングの対象とするのか。
 - 大学からの返還はガイドラインにおいて一定の結論を出しており、ヒアリングでは集約後の返還について伺いたいと考えている。
- 事務局側で具体的な叩き台を示すとのことだが、これはヒアリング実施前に当作業部会に示されるのか。
 - 意見交換の一つの目的としては、地域の方々にこれまでの取組をきちんと説明して理解をいただくことだと考えている。その上で、皆さんからより多くの意見を引き出すために具体的な叩き台を用意したいと考えており、ここまでの流れについては事務局で行いたいと考えている。

作業部会には、意見をとりまとめた段階でこれを一度お示しし、さらに足りない部分等がないかを含めて議論していただきたいと考えており、スケジュール的にもその方がよいのではないかと考えている。
- 北大は全体の3分の2と日本で一番多くアイヌ遺骨を持っているので、遺骨の整理についてしっかりと人員体制を整えて欲しいということを9月8日に北大総長にお願いした。北大はこの十何年間ずっとやっていると言っているが、結果的には何もやっていないのではないかと。まずは、このことをしっかりやった上で、返還の議論につなげて欲しいし、北大には他大学の見本になって欲しい。

また、博物館や資料館等についても文科省においてしっかりと調べていただきたい。
- ヒアリング対象として青年・女性が強調されているように見えるが、これらの人を丸め込もうという意図か、何か理由があるのか。
 - いろいろな団体とお話しをしていくとどちらかというと高齢の方が多く、幅広い方々に意見を伺おうという趣旨で他意はない。
- これまでの取組などについて説明する資料を用意すると思うが、かなり噛み砕いた表現でわかりやすい内容としていただきたい。
- 運営協議会準備会合はいつからいつまで行う予定なのか、そして、運営協議会が発足するのはいつなのか具体的な流れを説明して欲しい。
 - 管理・運営の仕組みについて改めて説明する。まず、国がアイヌの方々の意見をよく伺った上で、総合的な計画として基本計画及び中期事業計画を策定する。この計画にしたがって中核区域、遺骨関連区域、その他の関連区域が活動を行うことになる。この主な主体としては、国立のアイヌ文化博物館（仮称）、国立の民族共生公園（仮称）、遺骨施設、また、関連区域としては自治体や国の出先機関などいろいろな機関等が想定されるため、一体的に円滑な活動を行うために現場での連絡調整等の場として設置するのが運営協議会で、ここで具体的な活動について毎年度議論しながら、より質の高い活動を行っていくということを考えている。

運営協議会には、主な主体に加えてアイヌの関係団体や関係自治体、その他業務運営に関係を有する機関が入ることを想定している。遅くともオリンピック前の開業時に立ち上がっていただけないが、開業準備行為着手以降のいずれかの段階立ち上げる必要がある。

準備会合は、運営協議会の中心となる8機関が準備ための連絡調整等を行うという趣旨で立ち上げたもの。運営協議会の設置を待つのではなく、地元での準備や活動を早く行っていくべきとのアイヌ政策を推進する議員の会からの意見も踏まえ、第1回目を8月4日に開催し以降も実務者レベルで連絡調整を図っているところである。
- 博物館の遺骨の保管状況調査について、全体の流れの中でどうなっているのか見えてこない。遺骨施設の話はヒアリングのことも含めどんどん進んでいるが、博物館の話が全然出てこないの状況で教えて欲しい。
 - 前回作業部会で文科省から博物館における遺骨の保管状況を調査する方針を申し上げたが、全国の博物館は把握しているだけでも5,700館程度あり、現在事務的に準備を進めている。ある程度事務的な準備が整い次第、関係機関の意見も伺いながら調査を実施したいと考えている。

- 諸外国において先住民政策を実施しているような国では、大学だけでなく主に博物館が遺骨を持っている。大学の約1,600体について、頭骨と四肢骨が組み合わさっていないなどの状況があり、アイヌからは人として扱って欲しいと言っている。大学での状況を踏まえると博物館についてもしっかりとやるということをきちんと行っていただきたい。
- もう少ししっかりとやってください。アイヌを人としてやってください。日本人の骨だったらどうするのか。
 - 博物館においてはきちんと所蔵されていると考えているが、しっかりと調査させていただきたいと思う。
- 準備しているというのは誰でも言える。私が言いたいことは、他人の苦しみ、悲しみ、喜びを共感してもらいたいということ。だから、早急をお願いしたい。
- 調査の結果、仮に博物館が保有していた場合には、その遺骨の取り扱いについての問題が次に控えていることを認識しておく必要がある。
- 研究者が所属する博物館の全ての資料を熟知しているとは限らない、特に人骨は専門家があまりいないという特殊事情もあるので、実効性のある答えが返ってくるような調査方法を十分検討して欲しい。
- 博物館の数がすごくたくさんあっても、アイヌの遺骨があるような地域とここは無いらしいという地域もあると思う。実際、私も1カ所、アイヌの遺骨を無造作にござの上にごろごろと並べている博物館を現に知っている。特に、北海道内の資料館等は、建物を建てる時に古いアイヌの墓とかそういうところの上で工事が始まってしまって、そこから集約した遺骨をその地下倉庫に所蔵しているようなところもある。いつ調査を始めるかわからないという答えではなく、遺骨がありそうな地域の博物館をまず調査していくという考え方で北海道内の博物館を重点的に調べるなど具体的な調査方法や内容を検討していただきたい。
- 博物館展示に関する地域ヒアリングは北海道内だけなのか。
 - 関東でもいろいろな機会を通じてお話を伺いたいと考えている。

3. アイヌ遺骨について

- (1) 北海道アイヌ協会よりアイヌ遺骨の返還・慰霊のあり方に関する同協会の考え方などについて説明。
- 北海道アイヌ協会として我々の考え方を述べさせていただく。象徴空間の慰霊施設については、未来につながる共生の象徴の中核として位置づけられるよう、充実した慰霊施設の役割や周辺整備などが熟慮され、大きく捉えられた理念のもとに検討するべきだと考えている。

それには、先住民にとって、歴史的事実に基づいた真理の探求とみずからの歴史について知る権利が保障されることが不可欠である。人として、民族として普遍的な倫理観を育て、人権基盤の確保や啓発、教育につながるものにするべきであると思う。

アイヌ民族が日本北辺などに存在することは、考古遺跡や人類学などの歴史的、実証的な証明に基づく存在として捉えられることが大切で、科学的側面からも国民に認識されなければならない。

さらに、精神性の民族的特徴は、世界観や死生観、例えば副葬品の時代的な変遷や口承文芸の地方差などにも端的にあらわれている。研究は、そのような意味からも必要不可欠である。

慰霊の方法については、古式の慣習の尊重や実践が大切なのは基本としつつも、一方で、アイヌも和人も埋葬などの実際のあり方が現在では極めて多様になっているのも事実である。

関係者や関係機関等全ての出席によって進めるべき必要があることから、また、世界各国の先住民などとの交流、視察、研修などの実施も踏まえて、慰霊施設のそばで執り行われるような多面的な利用に対処できるようなスペースの確保を考えていただきたい。

大学から返還できる遺骨数は、現在23体、遺骨承継者が確認されて初めて遺族のもとに届く。この手続と技術的手法の確立については、既に作業部会で検討した遺族と遺骨のDNA情報の合致の件も含めて速やかに進めてほしいと考えている。

一方で、頭骨と四肢骨、さらに副葬品が一体化していない遺骨が北海道大学でも数多くある。これらの遺骨はばらばらになっているので返還できる状態にもなっていないし、人としての尊厳ある対応もなされていない。ほかの大学にもそのような状態のものがある可能性を否定できない状況にある。そのようなことから、9月8日に北大総長に加藤理事長が会い、遺骨を掘り起こした時点の原形に回

復するため、人材を確保して欲しいとお願いした。全体の遺骨の3分の2を占める北海道大学が原形回復をする、原状回復をする責務があることをほかの大学にも率先して示し、早急に国などと相談をして進めるべきであると訴えてきた。

全ての研究者や大学、そして国も含め、1,636体の遺骨は研究のために必要であるとして収集、保管されているのだから、これまでの収集記録や文書資料なども含めた集約とこれからの返還、保管、研究、全ての条件をクリアするような体制づくりや施設機能のあり方、考え方のもとで、最も充実した施設の環境を整えるべきである。

この遺骨に関する取り組みは、先住民族アイヌのみならず、アイヌ以外の国民にも益となるような普遍的な意義があると思う。

そのような意味で、8月9日の国際先住民の日の記念事業を北海道アイヌ協会主催で一般の聴衆を交えて開催し、研究の現在やそのあり方、世界各国での返還や慰霊の取り組みなどを学ぶ機会を設けた。

特に印象に残ったのは、2016年に京都で開催される予定の世界考古学会議だが、当日の配布資料にあるとおり、先住民族に関する倫理綱領というものも定めていること。前回開催時は、75か国、1,800人規模で専門家が集まり、日本における先住民族アイヌへの関心が高いと聞いている。

慰霊施設のあり方などは、先住民族アイヌの今後の社会的認知、民族共生の象徴となる空間の設置意義、さらには政策実現の真剣度が試されるものと考えている。

○ 8月9日に北海道アイヌ協会が開催した講演会の概要を説明する。

アイヌ民族に関する研究成果等について、4名の研究者からそれぞれ発表していただいた。

また、北海道アイヌ協会からは、同協会の理事会で決定された「アイヌ人骨の返還・集約等について」の考え方を次のとおり説明した。

「アイヌ人骨等の収集・保管並びに研究の経緯や実態については、当該研究者や各大学の責任等にとどまらず、これまでの先住民政策や学術研究のあり方などに由来する負の遺産の影響や不信感が残っており、今後の先住民政策の根幹にかかわる解決すべき大きな問題をはらんでいると認識している。

アイヌ民族の自己決定、それと意志の尊重に係る公平な手続の確保などとともに、何よりも最も大切な当事者間における対話や継続的な検討がなされてこなかった。

このような経緯を踏まえ、これからの諸課題の取り組みにあっては、「研究」等の目的でアイヌ人骨等を収集した旧国立大学を中心とした各大学や機関等に一義的な責任があり、慰霊施設にアイヌ人骨等を集約後も、その因果による諸課題解決のための社会的役割と責務があると考えます。

集約後も、国はじめ各大学の責任で返還、管理、慰霊、研究、教育、啓発に係る施策に関与し、アイヌ民族との対話のもとに責任を全うすべきである。

アイヌ人骨の集約に当たっては、遺骨承継者（祭祀承継者に準じる者）に返還できる遺骨を除きあらゆるアイヌ人骨（含む遺跡等から今後発掘のアイヌ古人骨）、や副葬品も含め、一刻も早く恒久的な慰霊の体制を確立するとともに、作業計画を定めて遺骨と副葬品の可能な限りの原形回復を行うとともに、将来に向けて禍根を残すことなくあり方を希求すること。

アイヌ人骨の調査・研究は、我が国におけるアイヌ民族の先住民族たる時間軸と地理的偏在性の実証等から、とりわけ人類学、考古学等の研究が必須のものであると考える。これら学術的取り組みは、先住民族アイヌの歴史が、人類史の一隅を担う重要かつ欠くべからざる必要性を増すものであり、その調査・研究はアイヌ民族のアイデンティティの基盤を確保すると同時に、日本の多様性を実証し、根幹を形づくるものである。

これらは、研究する側の一方的な見解や手続のみで進められるというのではなく、アイヌ民族側に十分な情報提供と社会的利益の還元等、その影響をも含め納得のいく手続としかるべき手段や責任分担等を定めて進めていくべきである。調査研究がアイヌにとっても真理探究や学術的意義を求めるものとなり、アイヌ民族との誤解や不利益が生じないよう、適切な合意形成や十分な情報共有、及び配慮のもとに行うべきである。

これまで北海道アイヌ協会は、北海道大学、札幌医科大学、日本人類学会等と対話によって諸課題の打開策を模索してきた。これら人類学研究をはじめとする学際的研究などの取り組みは、アイヌ民族個々人の内心にかかわることでもある。これらの取り組みは、みずからの民族や祖先について、知る権利を希求すること、アイデンティティの源、「縁（よすが）」を求めることであり、新しい共生

の姿勢をみずから打ち出し、多文化社会のあり方に挑戦することである。先住民族の国際連合権利宣言第11、12、13、31条などの条文の国内での履行、象徴空間の真の意味での共生の具現とすべきである。」

なお、遺骨及びDNAの管理方法をどうするのかということは慰霊施設に関係してくる問題であると認識している。

(2) 主な質疑応答

- 慰霊施設に遺骨を集約した後も、引き続き国も大学もきちんと責任を持っていただきたい。
 - 8月9日の講演会で北海道アイヌ協会から説明のあった「アイヌ人骨の返還・集約等について」は、同協会の理事会で決定された内容ということで間違いないか。
 - 今年3月に北海道アイヌ協会の理事会で決定され、機関誌により各会員に周知している。
 - 先に北海道アイヌ協会の考え方として説明があった内容には、後に説明のあった8月9日の講演会で同協会として決定されたものに含まれていないものもあったが、これは同協会としての公式の考え方であるのか。
 - 今年3月の理事会決定以降、返還について北大に対する裁判に紋別の元支部長や浦幌町アイヌ協会が加わっており、誰の遺骨か分からないが自分の地域のコタンから持っていったものだから返還するよう主張している。11月にも開催する予定の北海道アイヌ協会の理事会では、先ほど申し上げた内容について改めて説明した上で、新たに北海道アイヌ協会としての考え方を決定したいと思う。
 - 四肢骨、頭骨の一体化を進めるべきだという点については、新たな要素であると思えるが如何か。
 - 「慰霊の体制、作業計画を定めて遺骨と副葬品の可能な限りの原形回復を行うとともに、将来へ向けて禍根を残すことなく」という部分に含まれており新たな要素ではない。
 - 今年3月に理事会において決定したということだが、アイヌの人たちは自分達の先祖の遺骨を研究対象として良いと結論づけたということでのよいのか。
 - 過去にアイヌの古人骨を研究に活用した時は、古人骨の中から明治以前、江戸時代のものを選び、北海道アイヌ協会の理事会で研究指針を確認し、同協会立ち会いの下に試料採取を行うというプロセスを経ることで遺骨の研究活用を同協会の理事会で決定した。
 - 古人骨は発掘成果に基づくものであるが、墓地から集めた遺骨についても研究対象に含めるということでのよいのか。
 - 大学で保管されている遺骨は、研究目的で集められたものであり、経過や研究成果はアイヌに提供してもらいたいと考えている。しかしながら、これらの遺骨は慰霊の対象であり、その中には返還可能な遺骨も含まれているので、現時点においてすべてが研究対象となるわけではないと思う。
 - アイヌ遺骨の調査・研究は、とりわけ人類学、考古学等の研究が必須のものであると北海道アイヌ協会の考え方を説明されたが、具体的には、現在北大の納骨堂に納められている遺骨も研究対象に含まれると考えてよいのか。
 - 過去にアイヌの古人骨を研究に活用した時は、江戸時代より前を対象としており、時間が経ること、例えば50年経って返還できる遺族がいらないという状況になってきたときには、研究対象になり得るのではないか。
- また、国連宣言第31条との関係では、アイヌが研究する側になったときには、全ての遺骨が研究対象になり得るのではないか。
- 返還を求めている人がいる、又はいる可能性がある限りは研究対象にしないということか。
 - 遺族との関係を考慮し、時間が経つこと、アイヌの研究者が出ることなどの条件を満たす必要があると思う。
 - 現時点では明治以降のものは研究対象にはしないということか。
 - 現時点では対象にならないと考えているが、今後、研究対象となり得る可能性はある。
 - 研究が必須であるという北海道アイヌ協会の考え方には、実はいろいろ条件がついているということか。
 - そのとおり。
 - 現時点で研究対象となるのは、遺跡等発掘された古人骨と称するものだけということか。
 - 今後、他の遺骨も研究対象になる場合もある。
 - 北海道アイヌ協会において研究についての諸条件を整理していただき、これを明記した書面を出し

ていただきたい。

- 現時点での条件が論点となっているので、時間が経ってからという点はいれないほうがいいと思う。
- 遺骨施設への集約時点において、研究資料として供するのかどうかというのが論点であり、見解を整理して欲しい。
- 先ほどの説明内容は北海道アイヌ協会の会員全員の一致の意見ではないですね。一部の人たちがこういうものを出してきているだけで、これを読んだら怒るアイヌがいっぱい出てくると思う。
- 北海道アイヌ協会の理事会で機関決定している以上これは同協会の意見では間違いない。もちろん同協会の中で納得しない人がいるかもしれないが、それはどんな問題でもあり得ること。
問題は、北海道アイヌ協会の会員ではないアイヌの方々も多くいるということであり、それらの方々を含めたアイヌ全体の意見を同協会として今後取りまとめるような考えがあるか伺いたい。
- 学問の暴力という本があり、たくさんの方が持っている。これには遺族が反対してやめてくれと言っているのに無理やり持っていったとか、まだ髪の毛がついていたり、皮膚がついているものを、肉がついているものを持っていったというようなことも書いてあり、これを読んだ方の中には、これはいかなものかという議論があり、明治以降はだめではないかという意見もたくさんある。先ほど申し上げたとおり、11月に理事会を開催するので、次回部会までにはきちんと論点を整理して報告したい。
- あわせて次の2点を検討の上、教示いただきたい。
1つは、先ほどの原形回復にかかわる、つまり、現在、頭骨、四肢骨が一体化されていない遺骨について一体化を図るべきだという意見にかかわることで、北大で行われているような骨学的判定では一体だということまで断言できない遺骨の一体化のためには、DNA鑑定が必要であると聞いている。その場合、遺骨からDNAを採取するための破壊検査が必要になるが、これについての同意手続が必要なのかどうか、また、必要であるならば誰が同意するのか、また、北海道アイヌ協会がアイヌ全体を代表して同意するという意向があるのか。
もう1つは、今後研究に道を開くとなった場合、遺骨施設に研究施設も附置して、研究を行うのはその施設に限るのか、又は遺骨を例えば東京に持ち出して研究することも可能とするのか。
- 遺骨を収納するための施設について考えると、先ほど50年経過した遺骨については研究対象になり得るという発言があった。その場合、50年以上保管するためにさまざまなガス等を注入するとか、保管に耐えうるケースをつくること等も考える必要があると思うが、そういった点は十分検討されているのか。かねてから、私は自然と土に還るような集約形態を考えるべきだと申し上げているが、この場合、50年、100年という時間軸を考慮するならば、遺骨を保管するための保管庫をつくることになると思うので、北海道アイヌ協会としての考えを検討の上、教示いただきたい。
- 現時点ではっきりしていることは、原形回復は「可能な限り」である。
遺骨に傷をつけても良いかということは、祭祀承継者がいないと見込まれている遺骨について、過去にアイヌの古人骨を研究に活用した事例において北海道アイヌ協会の理事会で了承している。
- 頭骨と四肢骨、指の先まで一体化するのが一番あるべき姿でそうすべきだと私自身思うが、副葬品なども一緒に置くようになるとかなり大規模なお棺なりを用意することになるのではないか。そうすると1,600体もの遺骨を集約するためには、かなり大規模な施設になる可能性があるのでは、どういう収納の形態とするべきであるかということも十分に検討していただきたい。
- 原形回復についての「可能な限り」を検討していただく際には、今の指摘についても念頭に置いていただきたい。
- 副葬品の収納形態については、一対一で対応する遺骨と帰趨を共にするという考え方を踏まえ、遺族や地域からの問い合わせや研究対象となり得る副葬品の把握及び責任ある保管方法などの整理にも必要となることから、いつどこにどのような形で埋葬され収集されたかの経緯が分かるようにすることが最も重要である。あくまでも埋蔵文化財、考古資料、民族資料などの区分けはその状況や枠組みの下で行うことになるのではないか。
- 北海道アイヌ協会の考えでは、「遺骨承継者に返還できる遺骨を除き、速やかに施設に集約し」とされていたが、同協会では地域にある程度まとめて遺骨を返還するという地域返還は想定していないという意味なのか。
- 以前の作業部会でも申し上げたが、5か所の北海道アイヌ協会支部に返還された時の状況とは違い、

現在ではコタンと地域のアイヌ協会との関係でなかなかそれが難しい状況である。また、返還後のこの5カ所の対応もまちまちであったこと、地域のアイヌ協会からも個人と同じレベルで厳密な確認を経た返還というのは難しいとの意見があることも申し上げた。そのため、まずは集約した上で、発掘の経緯など返還可能かどうかを確認する必要があると考えている。

- 今の条件が整えば地域返還はあり得るかという点についても、他の論点と一緒に整理して示していただきたい。

(3) 北海道アイヌ協会より遺骨施設の整備候補地に関する要望について説明。

(4) 主な意見

- 遺骨の慰霊ということに違和感を覚える方もたくさん出てくることも考えられるので、明るく広大な土地で、遠くからも見通せて、誰でも気軽に行くことのできる場所となるようにして欲しい。暗く誰も行かないような場所では困る。

また、どこから見ても見える施設が欲しいので、高台に高い施設を建ててもらえれば目立のではないかと思っている。シャクシャイン法要祭をやっている新ひだかの公園は小高い丘にありチャシがあった場所である。また、森町のストーンサークルも高台で非常に広大な場所にある。チャシは、英雄の住んでいる館だと知里先生は解釈している、また、金田一先生はチャシとは「我々が建てる」という意味としているので、先住民だけでなく国内外の誰もが行ってみたいという場所に目印になるようなものをつくって欲しい。

4. 国民理解を促進するための活動について

(1) 事務局より今年度のイランカラブテキャンペーンの取組状況及び来年度概算要求事業について説明。

(2) 主な質疑応答

- アイヌに対する理解度に関する調査については、質問内容を作業部会で検討するだけでなく、道外のアイヌの方々の意見を優先的に聞いて反映させるようにしていただきたい。
- 現在ではアイヌの伴侶はほとんど日本人であり、子供を育てるのは旦那ではなくて奥さんである。その奥さんが24時間365日、何十年も子供を育てている。アイヌだと差別されたり、毛深いと言って脱毛しなければいけないとか、そういう思いをしているのは日本人の皆さんで、札幌市議会議員の発言のようなことを言われると一番悲しむのはアイヌの男と結婚している日本人の女性、アイヌの女性と結婚している日本人の男性である。こういった苦情の電話が泣きそうな声で私のところにきている。
- 一番悲しむのは当事者に決まっている。
- 私のところへ来ている苦情の内容ということで聞いていただきたい。こういう状況も理解していただき、なぜ平等でないと思うと言われるのかをよく検討して施策を行っていただきたい。
- これはなかなか気づかれ難い点であり、重要な指摘であると思う。
- アイヌに対する理解度に関する調査は、早急に行なって欲しい。先ほども北海道アイヌ協会がアイヌの代表となり得るのかという議論があったが、これは同協会会員の高齢化と若い人達が増えていないということもその一因だと思う。理事長などは本当に疲労困憊の状況である。だからこそ、この調査に基づいて、私たちの後輩が堂々とアイヌと言え、名乗りを上げられる社会づくりをしていただきたいし、このことを私も含めて皆で考えていきたい。そうしなければ、アイヌへの理解をさらに促進していくことは難しくなると思うし、このまま2020年のオリンピックを迎えると民族共生の理念が空中分解してしまうのではないかという危惧も持っている。
- そういう社会づくりというのはアイヌ政策推進会議が目指しているそのものであると思う。調査は来年度要求事業とのことであるが、来年度のできるだけ早い時期に行なって欲しい。
- 調査の件も含めて、国民理解のためには全体的なスケジュールについても早く進めていただきたい。
- 現在、イランカラブテキャンペーンは観光分野でどんどんと広がっており、施策推進に関して大変感謝する。最近の動きを2点報告する。

北海道観光振興機構に4つの部会が設置されており、その中の1つの教育部会においてイランカラブテキャンペーンを取り上げていこう動きがある。これにより国民理解の流れが、より一層加速されることを期待している。

次に、アイヌの彫刻家である藤戸竹喜先生が今年度の釧路市文化賞を受賞されることになった。アイヌ民族の素晴らしい芸術性に対して、国や北海道も含めたもっと多方面から光が当たっていくよう

な施策も差別の問題などと並行して、民族の明るい部分として進めていただきたいと思う。

- イランカラブテキャンペーンが北海道にとって明るい話という、確かにそれは素晴らしくていいことだが、いつになったら道外のアイヌにも明るい話が聞けるのか。そこを真剣に考えていただきたい。道内と道外には依然として格差があり、いつになったら同じ土俵に上げられるのか。博物館ができるのも素晴らしい、イランカラブテキャンペーンで観光客が行くのも素晴らしい、確かにそれは素晴らしい。でも、道外に出たアイヌたちのこの現状は、2008年の国会決議からまだ何も変わっていない。生活実態調査をやった、全国のアイヌのための電話相談もできた、日本学生支援機構の奨学金も道外のアイヌの人たちにも成績が悪くても無利子の奨学金制度をあてがいますよと答えも出た。確かに出た。でも、道内のアイヌと道外のアイヌの置かれている現状、このギャップはどこでどう埋めていくのか、そういうことも話し合うのがこの部会のはず。博物館がどうした、遺骨がどうした、それも大切なことだが、今、生きている人間のことも少しは考えて欲しい。
- アイヌ施策の全国展開は、有識者懇談会報告書以来の重要な柱であるということ踏まえての指摘であり、常にこのことを忘れずに進めていく必要がある。道内外全体としてしっかりと進めていくよう作業部会としても後押ししていく必要がある。
- 博物館、慰霊と言葉では言っているがまだ何も見えていない状況であるから、まずは象徴空間の検討を進めていると理解している。時間の制約はあると思うが、生活のこと、教育のこと、貧困がどうであるかということも含めて、道内外のアイヌが同じ土俵に立ち協議できればいいと思う。少しずつでもいいから意見を集約して検討を進められれば良いと思うし、このことは作業部会の1つの柱であると思う。
それともう1つ、札幌市議会議員の発言について菅官房長官がきちんと国民に考えを示していただいたことに感謝したい。

5. その他

- 次回日程は、別途調整の上、連絡する。

(以上)